

経 済 産 業 省

2019東北エネ再変第397号  
2019年8月22日

株式会社東日本開発  
代表取締役 沼倉 宏安 殿

経済産業大臣 世耕 弘成



再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定について(通知)

2019年6月3日付けをもって申請があった上記の件について、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第10条第4項において準用する同法第9条第3項(第5号イ及びハを除く。)の規定に基づき、下記のとおり再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定をしたので、通知します。

記

1. 再生可能エネルギー発電事業計画の主な内容

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| 認定日                         | 2014年3月28日   |
| 変更認定日                       | 2019年8月22日   |
| 設備ID                        | A647953B04   |
| 担当経済産業局                     | 東北経済産業局  |
| 事業者名                        | 株式会社東日本開発  |
| 代表者氏名                       | 代表取締役 沼倉 宏安  |
| 事業者住所                       | 宮城県栗原市若柳字川南外小太郎16  |
| 「地方税法第七十二条の四に規定する国及び法人」への該当 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 |
| 発電設備の区分                     | 太陽光発電設備(10kW以上)  |
| 発電設備の出力                     | 665.0kW  |
| 発電設備の名称                     | (株)東日本開発富谷太陽光発電所   |
| 発電設備の設置場所                   | 宮城県富谷市富谷字仏所225他2筆  |

|               |        |                         |
|---------------|--------|-------------------------|
| 太陽電池に係る事項     | 製造事業者名 | レネソーラ                   |
|               | 種類     | A2：多結晶のシリコンを用いた太陽電池     |
|               | 変換効率   | 17.4% (□真性変換効率 ■実効変換効率) |
|               | 型式番号   | JC255M-24/Bb            |
|               | 枚数     | 3168枚                   |
|               | 合計出力   | 807.8kW                 |
| 配線方法          |        | —                       |
| 電気供給量の計測方法    |        | —                       |
| 自家発電設備等の設置の有無 |        | —                       |

## 2. 備考

- (1) 平成29年経済産業省告示第35号に規定する法第10条第1項の経済産業大臣の変更の認定への該当の有無：□有 ■無
- (2) 本認定には、変更前に適用されていた調達価格が適用されます。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号及び第7号の規定により、運転開始後1ヶ月以内に当該発電設備の設置に要した費用に関する情報等を、また、毎年1回当該発電設備の運転に要する費用に関する情報等を、「再生可能エネルギー電子申請ホームページ」により提出してください。

### <教示>

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の審査請求をすることができなくなります。

この処分についての取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。